

吹田市 地域生活支援拠点等事業概要

令和6年8月
吹田市障がい福祉室

もくじ

<u>1 地域生活支援拠点等について</u>	<u>……P3</u>
<u>2 吹田市の整備状況と今後の方向性</u>	<u>……P3</u>
<u>3 吹田市地域生活支援拠点等認定について</u>	<u>……P5</u>
<u>4 各機能の担い手・内容・加算について</u>	<u>……P7</u>
<u>5 各機能の活用事例</u>	<u>…P12</u>

1 地域生活支援拠点等について

1-1 地域生活支援拠点等とは

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

平成31年3月 厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」

1-2 求められる5つの機能

① 相談

基幹相談支援センター・障がい者相談支援センター・相談支援事業所を中心とした、障がい児者やその家族、支援者が相談できる体制の下、相談に対し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等の活用による緊急時の受け入れや必要な支援の提供又は緊急時の受け入れ先の利用調整を行うとともに、その後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを行う機能

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所や共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う機能

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

基幹相談支援センター・各障がい者相談支援センター・各相談支援事業所を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 吹田市の整備状況と今後の方向性

2-1 吹田市の現状と課題

- ・平成28年、多機能型拠点施設として「みんなのき」を整備しました。しかし、市の規模に対して1つの拠点で担う役割が大きすぎることや、コロナの影響、人材不足の課題があります。
- ・地域生活支援拠点等の設置が市町村の努力義務となり、国の示す「地域生活支援拠点等」の役割が変化してきました。

2-2 今後の方向性

→多機能型に面的整備型を加え、既存の資源を生かしながら担い手を増やしていきます。
→市の地域生活支援拠点等のあり方について今後も検討を行います。

2-3 吹田市地域生活支援拠点のイメージ図

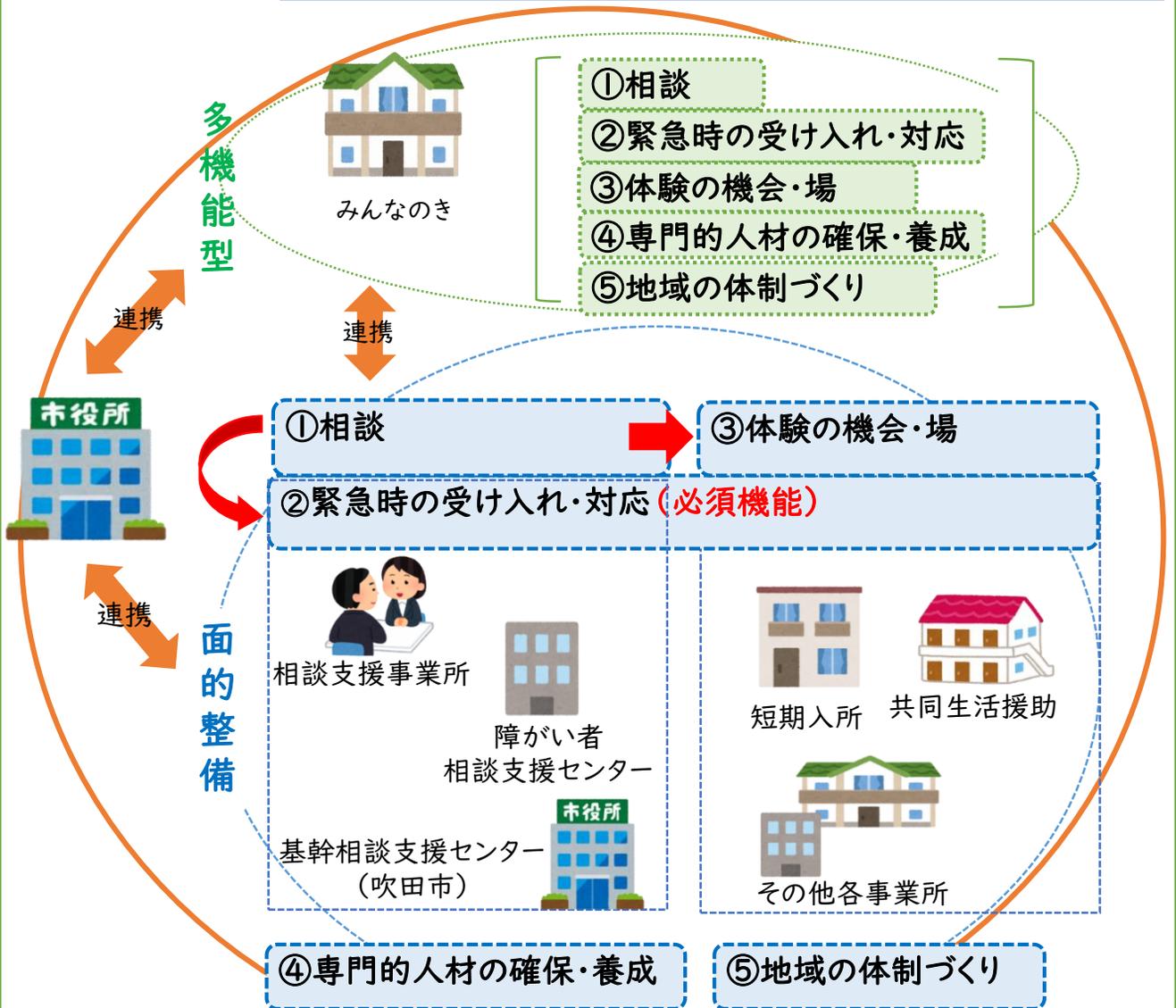
吹田市は多機能型+面的整備型として、整備を促進します。

多機能型

・機能強化を図るため、5つの機能を集約

面的整備

・地域において、複数の機関が分担して機能を担う体制
・既存の地域資源を有効活用できる。
・さまざまな事業所と連携することで、さまざまな障がい種別に対応できる。



3 吹田市地域生活支援拠点等の認定について

3-1 認定の要件

吹田市は、「②緊急時の受け入れ・対応」を含む2つ以上の機能を担う事業所を地域生活支援拠点等として認定します。

共同生活援助や障害者支援施設に複数の機能を付加した事業所を多機能拠点型、それ以外を面的整備型とします。

「緊急時」とは「3-2 緊急の定義」をさします。

3-2 緊急の定義

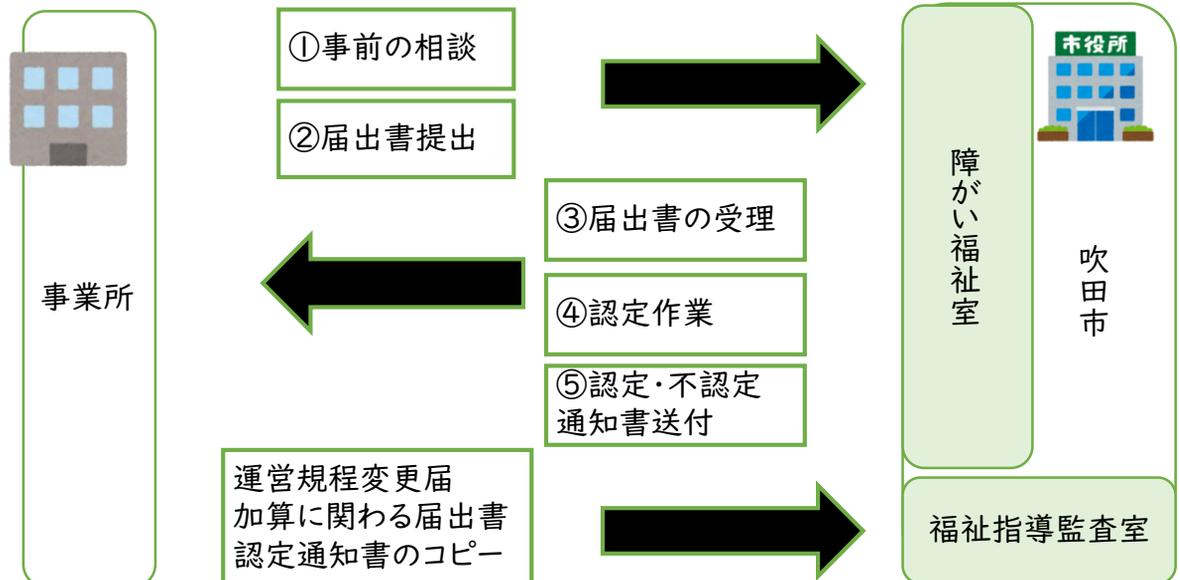
- ・当事者及び介護者による対応が困難な状況（状態像の変化等）
- ・介護者による介護等を行うことが不十分若しくは、介護等を行う者がいない状況（家族等の死亡、急な入院等）
- ・介護者による介護等を行うことが適切でないと判断される状況（虐待等）

3-3 拠点事業所の認定手順

※地域生活支援拠点等の機能を担う事業所になるためには

- 1 運営規程の変更
- 2 障がい福祉室へ届出書の提出
- 3 認定（障がい福祉室から認定通知書の送付及び市ホームページ掲載）
- 4 「運営規程の変更届」、「加算届」、「認定通知書のコピー」を福祉指導監査室へ提出

が必要となります。



3-4 運営規程の記載例

※ 記載する機能は例であり、地域生活支援拠点等の整備単位ごとに実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。

※ 各事業所の実態に応じた規程とし、内容を理解した上で作成してください。

その他運営に関する重要事項

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第〇〇条 事業所は、「吹田市地域生活支援拠点等事業実施要領」に規定する地域生活支援拠点として次の機能を担う。

(1) 相談の機能

障がい児・者やその家族、支援者が相談できる体制をつくり、相談に対し、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ・対応を行う機能

緊急時の受け入れ先の利用調整、又は短期入所等の活用により、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ、必要な支援の提供とともに、その後の地域生活継続に必要なサービスの調整などを行う機能。

(3) 体験の機会・場を提供する機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所や共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供を行う機能。

(4) 専門的人材の確保・育成を行う機能

医療的ケアが必要な者や行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(5) 地域の体制づくりを行う機能

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能、また支援関係者による困難事例検討会議を行うなど、関係機関と連携し、自立支援協議会で報告する機能

4 各機能の担い手・内容について

①相談

担う機関 基幹相談支援センター(吹田市)
障がい者相談支援センター
相談支援事業所

機能 ○障がい児・者やその家族、支援者が相談できる体制をつくります。
○相談に対し、情報提供・助言、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助を行います。

対象者 緊急時に備えた支援体制構築が必要な障がい児者

対象者	対応する機関(拠点に限らず)
相談支援利用者	担当の相談支援事業所等
相談支援未利用者	基幹相談支援センター 障がい者相談支援センター (原則:地域の障がい者相談支援センター)

運用

<相談支援事業所>

- ・緊急時の支援が見込めない障がい児者の把握
- ・緊急時に向けた障がい福祉サービス(短期入所等)の提案、調整
- ・親亡き後を見据えたニーズ確認
- ・緊急時に支援が必要な障がい児者のリスト等の作成

<障がい者相談支援センター>

- ・本人や家族、地域からの相談時に緊急時の支援が見込めない障がい児者を把握及び情報整理
- ・本人や家族等の主たる介護者の状況を把握し、障がい福祉サービス(短期入所等)につなげる
- ・障がい福祉サービスの利用がない場合は、緊急時の相談窓口となり、緊急時に情報提供できるように整理を行う

<基幹相談支援センター>

- ・相談支援事業所、障がい者相談支援センターに対する助言や専門的な支援の提供を行う
- ・必要に応じて協働対応を行う

②緊急時の受け入れ・対応

必須機能

担う機関 障がい福祉サービス事業所（主に短期入所）
相談支援事業所
基幹相談支援センター（吹田市）
障がい者相談支援センター

機能 ○障がい福祉サービス利用者について、緊急時の対応などをあらかじめ（支給決定や契約時等）把握するよう努めます。

○短期入所や共同生活援助を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行います。

対象者 「3-2 緊急の定義」にあてはまる緊急対応が必要な障がい児者

対象者		対応する機関（拠点に限らず）
計画相談利用者	特定相談事業所時間内	特定相談、一般相談
	上段以外	事前に緊急時の対応の流れを決めておく
計画相談未利用者	障がい者相談支援センター業務時間内	障がい者相談支援センター各地区担当
	上段以外	事前に緊急時の対応の流れを決めておく 迷う際は基幹相談支援センター

運用

機関	役割
相談支援	短期入所事業所との連絡調整 対応する事業所への情報提供
短期入所	緊急時の対応可否の検討
訪問系事業所	緊急時の受け入れ可否の検討
その他事業所	緊急時の受け入れ可否の検討
障がい者相談支援センター 基幹相談支援センター（吹田市）	短期入所事業所等との連絡調整 対応する事業所への情報提供 サービス未利用者が対象となるか確認 認定調査実施及び支給決定

②緊急時の受け入れ・対応

必須機能

緊急時のフローチャート

緊急事態発生!

計画相談利用あり

計画相談利用なし

担当の相談支援事業所

基幹相談支援センター(吹田市)
障がい者相談支援センター

必要なサービス
(短期入所・訪問系サービス等)
の支給決定

本人の情報確認
サービス対象?区分は?
利用サービスの検討

あり

なし

契約事業所受け入れ

地域生活支援拠点等
「②緊急時の受け入れ・対応」
を担う事業所

可能

不可能

受入可能

利用開始

市(基幹)への報告
(サービス・区分の申請)

必要に応じて
支援会議

利用開始

必要に応じて
支援会議

支援会議の中で緊急対応後の関係機関の確認を!

緊急対応終了後は、関係機関に対してその後の居場所や必要な支援についての手続きを進める。

緊急時の受入対応の
目安は2,3日~1週間
程度

③体験の機会・場

担う機関 障がい福祉サービス事業所
相談支援事業所

機能 ○地域移行支援や親元からの自立等に当たって、短期入所や共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供します

対象者 地域移行、親元からの自立等を検討している障がい児者

運用

機関	役割
短期入所	緊急時に備えた定期利用の機会の提供
共同生活援助	地域生活を希望する者に対して、体験利用の機会を提供
日中サービス事業所	体験的な利用希望者への相談援助 体験利用を行うにあたっての地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整、支援方針の協議
地域移行支援	地域生活移行に向けたコーディネート 体験利用を行う事業所との委託契約締結
施設入所	施設外での体験利用を希望するものへの相談援助 体験利用を行うにあたっての地域移行支援事業所との情報共有や連絡調整、支援方針の協議

④専門的人材の確保・養成

担う機関	障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所 基幹相談支援センター（吹田市）、障がい者相談支援センター 吹田市
機能	○医療的ケアが必要な者、又は行動障がいをもつ者、又は高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。
運用	<p><障がい福祉サービス事業所・相談支援事業所></p> <p>下記要件を複数満たしていることを要件とします</p> <ul style="list-style-type: none">①専門的な対応を行うことができる体制を確保し、関連加算を取得していること②専門性をもって助言を行う体制があること③府指定研修事業者であること④法人として従業者に対する資格取得の支援制度があること <p><基幹相談支援センター（吹田市）・障がい者相談支援センター></p> <p>研修会の企画・運営、事例検討会の開催等、地域の障がい福祉サービス及び相談支援事業所の資質向上を図る取り組みを行います。</p> <p><吹田市></p> <p>質の向上や人材確保のため、資格取得の促進のための障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金事業を実施</p>

⑤地域の体制づくり

担う機関	障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所 吹田市地域自立支援協議会	
機能	○地域の居場所づくり（場の提供・イベントの実施・研修等）を行う、または連携する。	○支援関係機関と会議等を行い、地域の社会資源の連携体制の構築を行います。
運用	<p><障がい福祉サービス事業所・相談支援事業所></p> <ul style="list-style-type: none">・地域の居場所づくり・各支援機関との困難事例への事例検討・支援機関のネットワーク構築 <p><吹田市地域自立支援協議会></p> <p>地域生活支援拠点等の報告・評価等 地域課題の整理とそれに対する取り組み方法の検討 地域の社会資源の連携体制の構築</p>	

5 各機能の活用事例

5-1 「①相談」 「②緊急時の受け入れ・対応」における事例

ケースA

<本人の状況、家族>

20代男性 知的・精神 区分4 家族:父母 支給決定:生活介護、短期入所
計画相談利用

<内容>

本人の状態が不安定となり、父に対して暴力をふるい、警察沙汰になる。本人が
落ち着くまで緊急的にどこかで過ごせる場所が必要となった。

調整方法	担当相談員が単独で調整を行い、施設入所の検討も含め基幹相談と協働
緊急時の利用サービス	短期入所
支援方針	日中活動先(生活介護)では落ち着いて過ごすことができていたため、今後は一度自宅に帰り、家族との距離感を考慮しつつ、短期入所を利用し、施設入所先を検討する。

<同様ケースの想定対応機関>

相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター
短期入所、共同生活援助、警察、病院等

ケースB

<本人の状況、家族>

40代女性 身体・知的 区分5 家族:母 支給決定:生活介護、短期入所
セルフプラン利用

<内容>

母が長期入院となったため、本人が長期で過ごせる場所が必要となった。以前より
共同生活援助利用の検討を行っていた。

調整方法	障がい者相談支援センターが単独で調整
緊急時の利用サービス	短期入所
支援方針	母の入院中は短期入所を利用しながら今後の共同生活援助の利用の検討を行う。

<同様ケースの想定対応機関>

相談支援事業所、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター
短期入所、共同生活援助、訪問系サービス等

状態、状況によっては、医療機関や警察との連携も必要となります。
緊急時は一時的な対応の検討に追われますが、中長期的な支援の視点を持ちながら対応方針を決定する必要があります。

5-1 「①相談」

「②緊急時の受け入れ・対応」における事例

ケースC

<本人の状況、家族>
30代男性 知的 区分3 家族:父母 支給決定:生活介護
計画相談利用
<内容>
家族からの虐待で、家族からの分離が必要と判断された。

調整方法	担当相談員が生活介護職員から話を聞き、障がい者虐待防止センターへ通告
緊急時の利用サービス	短期入所
支援方針	本人の関係機関より情報収集を行い、短期入所の支給決定、短期入所先にて今後の居場所検討。調査結果によっては分離の必要性がでてくるため、共同生活援助利用検討

<同様ケースの想定対応機関>
相談支援事業所、障がい者虐待防止センター（吹田市）、短期入所事業所、共同生活援助等

ケースD

<本人の状況、家族>
50代女性 身体 区分4 単身 支給決定:居宅介護、同行援護
セルフプラン利用
<内容>
本人の状態が悪化、医療機関につながっているが、入院には至らず。短期入所利用希望

調整方法	障がい者相談支援センター、基幹相談支援センターで協働対応
緊急時の利用サービス	短期入所、居宅介護
支援方針	短期入所の支給決定を行い短期入所利用。 介護保険サービスの利用を見据え、認定を受ける。認定後利用サービスの検討を行うとともに、短期入所の定期利用も検討する。

<同様ケースの想定対応機関>
相談支援事業所、障がい者虐待防止センター（吹田市）、短期入所事業所、居宅介護、共同生活援助等、介護保険サービス

緊急時については、あらかじめ「どのようなことが想定されるのか」、「どういう支援が必要なのか」ということを確認しておくことで、想定される必要障がい福祉サービスの支給決定を行う等の対応が可能となり、緊急時の対応がスムーズになります。関係機関の日々の連携が重要です。

5-2 「③体験の機会・場」における事例

「短期入所」利用事例 <知的障がい 療育手帳A>

- ・自宅生活
- ・養護者である父母が高齢化
- ・計画相談支援事業所が相談を受け、父母から離れて生活することを検討開始

→父母から離れる経験、本人のアセスメントを目的とし短期入所利用開始
→短期入所の成功体験を積み重ね、短期入所利用頻度を上げる。



⇒将来的に共同生活援助への移行を検討

「就労移行支援」利用事例 <精神障がい>

- ・医療機関からの退院予定
- ・一時的に自宅へ戻る予定であるが、将来的に自宅から出ること視野に入れる必要あり
- ・地域移行支援事業所が中心となり、今後の生活について検討開始

→一般就労に向けて就労移行支援事業所への体験を実施
→体験を積み重ね、就労移行支援事業所へ通所開始



⇒時期をみて、共同生活援助を体験利用し、一人暮らしが可能かどうかアセスメント実施。

5-3 「④専門的人材の確保・養成」における事例

○指定研修事業所となり、専門的人材の育成のための研修を継続的に実施。法人内だけでなく、市内事業所に対しても研修を実施。

○事業所で、資格取得のための支援制度を創設。また、吹田市の実施している「障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金※」を活用し、研修を受講。重度障がい者に対応できる職員が増え、負担軽減を図る。

※吹田市HP「障害福祉サービス等資格取得支援事業補助金」
<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1022377/1014927.html>

5-4 「⑤地域の体制づくり」における事例

○地域の居場所づくり(場の提供・イベント実施・研修等)を実施。

○入所・通所している困難事例について、関係機関で事例検討を行い、その後事例発表を自立支援協議会において実施。関係機関の連携強化や各障がい福祉サービス事業所の質の向上につなげる。